袖ケ浦市自転車活用推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　市は、自転車活用推進法（平成２８年法律第１１３号）の基本理念に基づき、自転車の利活用を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、本市の実状に応じた具体的な目標や施策等に関し多様な意見を聴取し、袖ケ浦市自転車活用推進計画等を策定するため、袖ケ浦市自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　袖ケ浦市自転車活用推進計画の策定に関すること。

(2)　袖ケ浦市自転車ネットワーク計画の策定に関すること。

(3)　市の自転車走行環境の改善に関すること。

(4)　市の自転車利用者の受入環境の充実等に関すること。

(5)　その他市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員２０名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1)　交通事業者等の代表者

(2)　関係団体等の代表者

(3)　市民

(4)　学識経験者等

(5)　関係行政機関の職員

(6)　都市建設部長

（任期）

第４条　委員の任期は、任命又は委嘱の日から袖ケ浦市自転車活用推進計画の策定の日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長各１名を置き、それぞれ委員の中から互

選する。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の任命及び委嘱後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障があると認められる会議については、非公開とすることができる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（分科会）

第７条　会務に関し必要な調査及び調整を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

２　分科会は、市の自転車施策に関連する課の職員をもって構成し、その選任は、事務局において行う。

（事務局）

第８条　協議会の事務局は、都市建設部土木管理課に置く。

（秘密の保持）

第９条　委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、解職後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１０条　委員は、委員であることにより知り得た個人情報を袖ケ浦市個人情報保護条例（平成８年条例第１５号）の本旨に従い個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年８月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、第４条に規定する計画の策定の日限り、その効力を失う。